

令和8年度展示会等誘致開催促進事業  
企画提案仕様書

1 事業名

令和8年度展示会等誘致開催促進事業

2 事業期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

3 事業の目的

本委託事業は、沖縄MICE振興戦略に基づき、展示会・見本市・商談会（以下、「展示会等」という。）の誘致・プロモーション活動を強化するとともに、沖縄県全体でMICEを誘致し、受入れる仕組みを構築するため、沖縄MICEネットワーク活動を促進させ、産業界や大学、市町村等との連携体制を強化することにより、離島も含めた全県的なMICE振興を図るとともに、国際的なMICE開催地としての地位を確立することを目的とする。

4 委託業務の概要

展示会等の推進に関し、沖縄MICE振興戦略をはじめ、沖縄県のMICE関連施策や、国内外の先進事例を踏まえ、以下の業務を実施する。

(1) 展示会等の誘致関連業務

① 主催者等への個別誘致営業

ア 展示会等主催者に対し、沖縄での展示会等開催環境などを説明し、県内開催に向けた誘致営業活動を行う。

イ 誘致活動を効率的に行うため、展示会等主催者の情報及び催事情報等を一覧にとりまとめ、また必要に応じ更新し、毎月の事業進捗報告会<sup>※1</sup>で県に報告する。

※1 事業進捗報告会については、4（5）を参照すること。

② 有望案件等の調整

ア 沖縄で開催を検討している展示会等について、県と協議のうえ有望案件<sup>※2</sup>を定め、その主催者に対し、継続的に情報提供や意見交換を行い、開催の実現に向けた課題の抽出及び解決策の提案を実施するほか、県内MICE施設の視察同行や県内MICE関連事業者等とのマッチング支援を行うなど、開催確度を高める取組を行う。

イ 誘致状況報告書（例：様式2）を作成し、毎月の事業進捗報告会で県に報告する。

※2 有望案件については、「沖縄MICE振興戦略」に掲げるMICE誘致方針（分野別）に基づき、県と協議のうえ定めるものとする。

③ 展示会等開催地としてのプロモーション活動

展示会等開催地としての沖縄の認知度を向上させるため、国内外の展示会等主催者に向けたプロモーション活動を行う。

④ 主催者支援等

沖縄で展示会等を開催する誘致材料とし、かつ質の高い展示会等開催を促進するため、展示会等開催実績に基づいた支援金の支払いや、主催者のニーズに沿った伴

走支援を行う。なお、支援内容については、県と協議のうえ決定するものとする。

開催地決定・未決定に関わらず、主催者の支援を行ったものについては、伴走支援状況報告書（例：様式3）を作成し、県に情報共有を行う。

展示会主催者が、沖縄開催をするにあたり、自走化が出来るように主催者へ提供する資料等を作成し、県に提出する。

## (2) 沖縄MICEネットワークを通じた产学研官連携の推進

### ① 展示会等誘致開催検討会の実施

沖縄MICE振興戦略に基づく沖縄県内全体のMICE促進のため、沖縄MICEネットワーク事務局として、MICEの「E」に関する展示会等誘致開催検討会（以下、「検討会」という。）を年3回程度開催する。

### ② MICEに携わる人材育成に係る検討・実施

展示会等の開催に向けて、各事業者に求められるノウハウを習得し、参加者相互の知見・経験を共有する機会として、研修（セミナー、ワークショップ等）を年2回程度実施する。研修内容によっては、沖縄MICEネットワーク等の団体や関係機関と連携して実施する。

### ③ ビジネス活動支援に係るツアー企画・実施

ア　　沖縄MICEネットワーク会員を対象に沖縄の地域特性を活かした展示会等の開催に向けて、県外でのMICE誘致・受入体制強化ツアーを企画・実施する。

イ　　MICE誘致・受入体制強化ツアー実施後、幹事会や実務者会議、検討会等においてその活動報告を行い、今後の沖縄MICEネットワークの事業展開に活かす。

## (3) 沖縄MICE振興戦略に係る調査・分析等

必要に応じて沖縄県が作成する沖縄MICE振興戦略に係る調査・分析等に協力すること、またMICE開催実態調査に協力すること。その際には、県及び受託者で適宜協議を行うものとする。

## (4) 事業成果

本事業における本年度の成果として、以下の項目を設定する。

- ① 県内外の展示会等主催者を対象とした誘致・プロモーション活動を20件以上行う。
- ② 上記20件の内、Bランク<sup>※3</sup>以上を3件以上とし、その内2件以上は5,000名以上の参加者が見込まれる展示会等とする。

※3 誘致案件について、以下のとおり、評価基準を設けることとする。

Aランク：開催が決定している案件

Bランク：具体的で実現度の高い案件

Cランク：具体的だが、実施までに障害があり、時間がかかる案件

Dランク：具体的な計画がなく、情報収集程度の案件

Eランク：意見交換等を行ったが、前進が見込まれない案件

## (5) 事業の進捗報告

### ① 事業進捗報告会

ア　　月次事業報告書（例：様式1）及び誘致状況報告書（例：様式2）、伴走支援状況報告書（例：様式3）のほか、関連する資料を作成し、実施内容及び進捗状況等について報告を行う。

イ 毎月 10 日を目途に開催し、開催の 3 日前までに上記アの報告書等を県へ提出する。また、必要に応じ、適宜事業の推進方法等について調整を行うものとする。  
(※内容により、県と事前調整の上、情報共有のみによる対応を可とする)

(6)その他、事業の目的達成に必要な事項

上記（1）～（3）の委託業務のほか、業務の実施にあたり必要となる事項については、県及び受託者で協議のうえ決定する。

5 業務の実施状況に関する事項

- (1) 事業の進捗状況を毎翌月 10 日までに沖縄県に報告すること。
- (2) 年度末を目処に報告会を開催し、事業成果や課題に関する報告を行うこと。
- (3) 事業完了時に、実際に要しなかった経費があるときは、相当の委託料を減額する。

6 業務体制

事業目的を達成するため、本事業に従事する専門委員を 2 名以内確保する。

7 一般管理費

一般管理費は、委託業務を行うために必要な経費であって当該事業に要した経費として抽出、特定が困難なものについて、一定割合の支払いを認められた間接経費のことをいう。

一般管理費は、(人件費+事業費-再委託費) × 10 / 100 以内で計上すること（小数点以下切り捨て）。

※ 上記における再委託費は、当該事業に直接必要な経費のうち、委託先が実施できない又は実施することが適当でない業務の遂行を他の事業者に委任又は準委任して行わせるために必要な経費に加え、仕事の完成を目的とした外注（請負契約）に必要な経費も対象とする。

8 事業の成果品及び著作権

- (1) 上記に係る実績報告書を作成し、紙媒体（1 部）及び電子媒体で提出すること。
- (2) 当該成果品や本事業で制作した電子データ、その他写真素材等に係る一切の著作権及び所有権は沖縄県に帰属する。ただし、本委託業務の実施にあたり、第三者の著作権その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任をもって処理すること。
- (3) 業務終了後に、受託者の責に帰すべき理由による成果物の不良個所があった場合は、速やかに必要な修正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

9 再委託について

(1) 一括再委託の禁止について

本委託業務の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。

(2) 契約の主たる部分の再委託の禁止について

以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。

ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

上記で定める「契約の主たる部分」とは以下のとおりとする。

① 契約金額の 50 %を超える業務

企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務

(3) 再委託の相手方の制限について

指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委託し、又は請負わせることはできない。

(4) 再委託の範囲について

本委託業務の履行に当たり、委託先が第三者に委任し、又は請け負わせることのできる業務の範囲は以下のとおりとする。

ウェブサイト、動画、パンフレット、パネル等作成のための制作会社への再委託  
その他、県が再委託により履行することができると決定した業務

(5) 再委託の承認について

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。

ただし、以下に定める簡易な業務等を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りでない。

①資料の収集・整理・複写・印刷・製本

②外国語の通訳・翻訳

③議事録作成、原稿・データの入力及び集計

④再委託額が 100 万円未満の業務

⑤その他上記以外に容易かつ簡易な業務がある場合は、県と別途協議を行った業務

## 10 業務実施に当たっての留意事項

- (1) 本業務の実施に当たっては、沖縄県からの委託事業であることを対外的に明示すること  
(例：プレスリリース、公募等)。
- (2) 本業務において作成するパンフレット等については、沖縄 MICE ブランド・ロゴを明示すること。
- (3) 本業務にかかる経費の執行に当たっては、委託先の内規に基づき適切に処理を行うこと。
- (4) 本仕様書に定める事項について生じた疑義又は本仕様書に定めのない事項の取扱いについては、県と受託者双方で協議して取り決めるものとし、必要な事項は別に定める。